

政経研究時報

No. 16-1 (2012. 7)

公益財団法人 政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel.03-5683-3325 Fax.03-5683-3326

<http://www.seikeiken.or.jp/>

E-mail:office@seikeiken.or.jp

【目次】

民から公へ	鶴田満彦 (政治経済研究所).....	1
構造改革を補完する「新しい公」 ——その3つの機能	岩見良太郎 (政治経済研究所).....	8
研究所の動向 (4～6月)		14

民から公へ

鶴田 満彦

(つるた・みつひこ 中央大学名誉教授・政治経済研究所 監事)

はじめに

昨年10月、第2次大戦後65年の歴史をもつ政治経済研究所は、内閣総理大臣の認可を受けて公益財団法人に移行した。それまでの財団法人 政治経済研究所も、私益や営利を目的にしていたわけではないから、実態としてはあまり変わっていないようにも見えるが、新たに「公益」という名を冠することになった以上、あらためて「公」とか「公共」とは現代社会において如何なる意味をもつかを考えてみたい。さらに「公」と対称をなしているのは、「私」とか「民」であると考えられているが、「私」・「民」と「公」とはどのように違い、どのように重なっているのだろうか。これを検討するのが、本稿の第2の課題である。最後に、営利目的の株式会社と対照しながら、公益財団法人のガバナンスのあり方について考えてみよう。

「官から民へ」の意味

2001年4月から2006年9月まで1,980日間内閣総理大臣を務めた小泉純一郎氏は、その在任期間の長さでは、第2次大戦後では、佐藤栄作、吉田茂に次ぐ第3位を占めた。小泉以後6年間の間に、安部、福田、麻生、鳩山、菅、そして現在の野田首相という6人の総理大臣を数えたことを考えると、21世紀初頭の日本の政治経済社会の激動期において、小泉政権の果たした功罪を含めた役割の大きさに思いを致さざるをえない。

小泉氏の政治手法は、ワンフレーズ・ポリテイクスとか劇場型政治などといわれているが、山積する懸案事項のなかから、大衆に分かりやすい1つの事案(イシュー)をクロウズアップして、そのイエスカノーかを問うという典型的なポピュリズムの手法であった。

その代表的な例は、2005年8～9月に行った「郵政選挙」である。小泉氏は、「郵政民

営化」こそ構造改革の「本丸」であると位置づけ、自党内のかなりの反対（かれのいう「抵抗勢力」）をも押し切って郵政民営化法案を衆議院で可決にもちこんだのであるが、当該法案は、自民・公明党が過半数を占めていない参議院では否決された。自らが構造改革の「本丸」と称してきた重要法案が国会でとにかく否決されたのだから、ここで内閣総辞職をするというのなら、話は分かりやすい。ところが、小泉氏は、郵政民営化法案を可決した衆議院を解散したのである。そして、自党内の「抵抗勢力」の小選挙区には、「刺客」を送り込み、総選挙をあたかも民営化はか否かの国民投票のようにして、選挙結果では、自公両党で衆議院議席の3分の2以上の議席を獲得した。たとえ法案が参議院で否決されても、衆議院が3分の2以上の多数で再可決すれば、法案は法律として成立するから、この「郵政選挙」で小泉政権は圧倒的な勝利を収めたわけである。

小泉氏の当初からのスローガンは、「民営化」、「官から民へ」、「規制緩和」、「小さな政府」（赤字国債発行を年30兆円以下に）というものであり、明らかに新自由主義（ネオ・リベラリズム）の潮流に沿うものであった。実際、小泉政権下で、道路関係4公団、石油公団、住宅金融公庫、交通営団が民営化され、労働関係では製造業にも非正規・派遣労働を導入することが自由化され、社会保障費の自然増を毎年2,000億円ずつ削減して、後期高齢者医療制度を導入する法律を制定した。

もちろん、日本の新自由主義は、小泉政権で始まるわけではない。1980年代にいわゆる臨調路線を推進し、日本専売公社民営化、電電公社民営化、国鉄分割民営化を行った中曽根康弘政権は、日本の新自由主義の嚆矢とすべきだろう。中曽根氏は、英国のサッチャー、米国のレーガンと並んで、世界の新自由主義的グローバリゼーションを拡大するのに大きな役割を果たした。さらに、1990年代後半には、橋本龍太郎政権がより体系的な新自由主義的構造改革を実行しようとしている。すな

わち、橋本政権は、1996年以来、行政改革、財政構造改革、経済構造改革、金融システム改革（ビッグ・バン）、社会保障改革、教育改革の6分野の改革を掲げ、財政構造改革法を制定して、赤字国債の発行を毎年削減することを法定し、前任の村山内閣から引き継いだ消費税増税（3%→5%）を実行し、中央省庁を22省庁から1府12省庁にスリム化し、国家公務員定数の1割削減等を行った。このような緊縮政策もかかわって1997年から1998年には日本およびアジア諸国には金融システム危機が勃発し、橋本政権も1998年夏の参議院選挙に敗北して交代を余儀なくされ、小渕恵三内閣が発足した。小渕政権は、財政構造改革法を凍結して、大規模な赤字国債を発行し、銀行救済、公共事業拡大の内需拡大策を実行し、新自由主義的構造改革よりもケインズ主義的景気回復策に舵を切った。小渕氏の急死後、後継の森政権もほぼ同様で、橋本政権の構造改革路線は、小泉政権に受け継がれたのである。

さて、小泉政権の主要スローガンの1つ「官から民へ」は、民営化・規制緩和と同じく新自由主義的路線に沿うものであった。「民営化」は、英語では **privatization** であり、むしろ「私有化」と訳すべきものである。したがって、「官から民へ」の意味も、国有・国営セクターを私有・私営セクターへ転換することを意味していたのである。まったく違った状況のもとにおいてはああるが、同様のことは、1990年前後のソ連・東欧社会主義転換期においても行われている。ソ連のような国権的社会主義では官僚主導で、経営も無責任・放漫になり、非効率だからと称して、私有・私営に転換したのである。ここには、すべての人が私益を追求すれば、社会全体にとっては最善の結果、公益が得られるというマンデヴィル＝スミスのな自由主義的イデオロギーが前提とされている。

もちろん、「官から民へ」は、このような古典的自由主義にのみもとづいているわけではない。1950～1960年代の東西冷戦期の福祉国

家資本主義の時代に、ソ連をはじめとする東側に対抗するためにも北欧・西欧の社会保障制度は充実し、社会福祉後進国といわれた米国でも「偉大な社会」計画が進捗し、日本でも従来からの労働3法、生活保護法、健康保険法に加えて、国民年金制度の創設（1961年）による国民皆年金が制度化された。

しかし、1970年代におけるブレトンウッズ体制の崩壊、経済の金融化、原油価格4倍化によるスタグフレーション、ME（マイクロエレクトロニクス）革命による労働の多様化・分散化・個別化、新興工業地域（NIEs）の台頭、ソ連型社会主義の衰退等によって、1980年代からは、サッチャー、レーガン、中曽根に牽引される新自由主義的グローバル資本主義の時代となった。

新自由主義は、国際通貨体制変容による経済の金融化やME革命・ICT（情報通信技術）革命による労働側の弱体化に根拠をもつと同時に、ケインズ主義的需要管理や福祉国家資本主義化で累積してきた国家債務を縮減しようとするものであった。とくに1970年代スタグフレーションへのケインズ主義的対応は、物価を引き上げただけで内需拡大にはほとんど寄与せず、莫大な国家債務のみが残った。そこで、新自由主義は、福祉や労働保護を縮減して国家による経済への介入をできる限り小さくし、企業や高額所得者への減税と規制緩和によって経済を活性化しようとしたわけである。ソ連型社会主義の衰弱と解体は、新自由主義の流れに拍車をかけた。

前述のように、中曽根政権、橋本政権から小泉政権に至る民営化・構造改革路線は、明らかにこの新自由主義の流れに沿うものであった。「官から民へ」は、小泉政権のきわめて印象的なスローガンの1つではあったが、民営化路線は、すでに中曽根政権の時代から始まっている。

新自由主義的民営化の多くは、「かんぽの宿」や宮崎シーガイア（いわゆる第3セクター）の破綻処理に象徴的に示されているように、国民の貴重な財産の外資を含む利権集

団への廉価払下げであったが、「官から民へ」は、その推進者の政策的意図を超えて、思わざる積極的結果をももたらした。その1つが特殊法人・公益法人改革である。

渡辺新氏によると、日本の公益法人改革の具体的な動きは1998年NPO法（特定非営利活動促進法）の制定に始まり、小泉政権時の2004年「公益法人制度改革に関する有識者会議」最終報告書で理念的には完了するとされているが、そこには、これまで国が独占してきた公共を民間にも開放し、「新しい公共」を生み出そうという論理と、従来からの行政改革の一環として、公共にかかわる国の経済負担を縮減しようという論理との2つがあったと指摘している（同氏「公益法人改革をめぐる2つの政策論理」『政経研究時報』No.15-3、2012年1月）。

公益法人制度改革にはこの2つの論理があったということは、渡辺氏の指摘するとおりであるが、中曽根政権以来の日本の新自由主義路線の流れからみると、私見では、国の公共的負担を縮減しようという行政改革的論理が支配的だったのではないと思われる。しかし、国が公共を放棄すると、新たに公を担う者が必要となり、それを、税制優遇や寄付金税額控除という比較的安いコストで民間の公益法人に押し付けたということが実情であろう。だが、この便宜主義的な公益法人制度改革は、国の正統性（legitimacy）や国の在り方にもかかわる重大問題を包含することとなった。次節では、この点を問題にしよう。

公共財と公共圏

市場経済が最高度に発展したといわれる資本主義経済では、大部分の財やサービスは民間部門で生産される。資本主義経済において民間部門で生産されるということは、いうまでもなく利潤を目的にして生産されるということである。

ところが、民間部門で資本主義的には生産

できない生産物やサービスが存在する。それらが、いわゆる公共財 (public goods) である。経済学的には、公共財の特性は、非排除性と非競合性にあるといわれる。たとえば、ある地域に伝染病が発生し、その地域のすべての家を消毒しなければならないという事態になったとき、各家と消毒業者との自由な契約に任せるわけにはいかない。仮に1軒でも消毒サービスを受けることを拒否すれば、その地域全体が伝染病に侵される恐れがあるからである。地域消毒は、このような意味で非排除性をもつ。教科書的によく使われる例は、灯台である。灯台は航海する船舶に位置を示すという有用なサービスを提供しているが、たとえば灯台利用料を払わない船舶には灯台の光を見せないということではできない点で、非排除性をもっている。

非競合性とは、特定の財に対する利用者が増えても、1人あたりの効用が減少しないという性質である。公園や公道は、ある限界までは非競合的である。公園などは、ある程度までは利用者が多い方が賑やかで1人あたりの効用は増えるかも知れない。コンピュータ・ネットワークも、参加者が増えた方が1人あたりの取得できる情報量が増えるという意味では公共財的性質をもっている。

非排除性と非競合性でのみ公共財を定義するのは、狭きに失するかも知れない。不特定多数の人々が共同的に利用・消費する財やサービスを広く公共財と呼んでいいように思われる。人間にとっての最大の公共財は、地球環境である。人間の文明が長い時間をかけて作り上げ、蓄積してきた科学や知識や習慣・制度も本来的には公共財といってよからう。

民間部門が公共財を資本主義的に生産できないのは、消費者・利用者に代価を請求できないからである。灯台業者は、如何にして航海する船舶から利用料金を徴収できるであろうか。ディズニーランドのようなテーマパークは別として、誰もが自由に無料で利用できるのが、本来の公園 (public garden) であろう。

公共財の基本的特質は、公衆 (the public) に無料で開放されているということである。

したがって、公共財を社会に提供するのは、国家ならびに地方レベルの政府部門であると考えられてきた。A. スミスは、政府の行うべき仕事として第1に国防、第2に司法、第3に公共事業、第4に教育および宗教的施設の維持をあげた (『国富論』第5編)。確かに国防や司法は、国家権力や国家体制を維持するための根幹だから、合法的に強制力を行使できる国家ないし広義の政府 (立法・行政・司法のすべてを含む) の専権的業務であろう。しかし、灌漑、土木作業等を含む公共事業や教育・宗教施設の維持等は、必ずしも国家が行う必然性はない。とくに国家が特定の宗教を保護し、その施設の維持に関与することは、現代では、日本をはじめ多くの国の憲法の禁じているところでもある。もっとも、1896年4月から2008年11月まで有効であった日本の旧民法34条には、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセザルモノ」という記述があり、これが法人の公益性認定の根拠とされていたから、「祭祀」、「宗教」は、日本でも、準公共財とみなされてきたのであろう。

現人類 (ホモ・サピエンス) の歴史は約20万年といわれるが、その大部分は血縁のないし地縁的共同体の時代であり、そのなかで文字や文明や国家的組織が生まれたのは、現人類の歴史としては最近に属する5,000~6,000年前のことにすぎない。人間は「社会的動物」Zoon politikon (アリストテレス) といわれているとおり、各種共同体をはじめとする社会は、自然発生的なものであるが、国家は、人工的なものである。国家は、社会が非和解的な対立を包含したときに、その対立を解決・調停するために合法的に強制力を行使できる機関として生み出されたのである。国家が誕生する前にも、灌漑施設や公道といった素朴な公共財は社会によって必要とされていたが、それらは国家の手を介することなく、伝統的習慣や長老の指示にもとづき共同体自

身によって、「民」によって供給されていた。しかし、一旦国家が誕生すると、国家は強制力を行使しうる合法性・正統性を強化するために、公共的業務を「民」から国家の手に独占的に吸収したものと考えられる。こうして、いつ、如何なる地域でも公共財を供給する公共的業務は必要である以上、その業務を担う国家も必要であるというイデオロギーが、多くの人々に植えつけられたのである。

しかし、前述のように、国家の経済への過剰介入 (*over-commitment*) は、国家債務危機をもたらし、国家が担ってきた公共的業務の少なくとも一部を「民」に譲渡せざるを得なくなった。国家が誕生するまでは、もともと公共的業務は、「民」自らが担ってきたと考え、「官から民への譲渡」というよりも、「官から民への返還」と言った方がいいのかも知れない。あえていえば、社会の公共的業務を担当する限り、「民」も「個」も、すべて「公」に総括できるように思われる。私が、「官から民へ」のスローガンに対抗して、「民から公へ」を提唱した（鶴田満彦『グローバル資本主義と日本経済』序論）ときの「公」は、このような広義の「公」であり、民営化・私有化 (*privatization*) によって拡大される私圏に対して、公共圏を拡大すべきことを主張していたのである。広義の「公」は、公共的業務を担当する限りでの「民」や「個」を含むから、その文脈では、「公」は、「民」、「個」のみならず、一部の「官」とも重なっている。

小泉流の「官から民へ」は、その多くが国民の財産や権益の特定の「私」による分け取りであったという意味では、実は「官から私へ」であったし、他方では、それまで国が担ってきた公共的責任を放棄して、「自助」や「自己責任」に転嫁するものであった。A. スミスが、政府の行うべき業務の第1にあげた国防についても、日本では、交戦権を行使しないと国民に約束した憲法第9条によって、かなりの歯止めがかけられているものの、米国ブッシュ（ジュニア）政権の一方向的なアフガン戦争、イラク戦争では、「戦争の民営化」

までが行われていたのである。これは、A. スミスらの旧自由主義者の思いも及ばなかったところであろう。

新自由主義的「官から民へ」の真意が、主として国家の財政的負担を削減することにあつたとはいえ、結果的には、「民」や「個」が供給する公共財、「民」や「個」が担う公共圏、すなわち「新しい公共」を生み出した。前述のとおり、現人類の歴史の大部分において、公共圏は非国家的な共同体によって担われてきたのだから、「新しい公共」というよりも「本来の公共」に復帰したというべきであろう。また、公共財を供給し、公共圏を担うのは、「民」や「個」であつて、「私」ではない。「民」は非政府的ということであり、「個」は国家や会社から自立した自由な個人であつて、誰もが発言権 (*voice*) をもち、誰もが介入 (*commit*) できる公共圏を担うに相応しい。これに対して「私」は、「関係者以外立ち入り禁止」 (*private only*) の *private* であり、秘匿性、閉鎖性をもっている。もちろん、個人情報保護など、人間の生活にプライバシーの権利が保障されねばならないことは当然であるが、誰にも開かれた公共を担うのは、公務員であれ、非公務員であれ、公人であつて、秘匿性、閉鎖性をもった私人であつてはならない。

小泉流の「官から民へ」ではなく、本来の「新しい公共」をある程度まで追求したのが、鳩山政権である。鳩山政権時に「新しい公共円卓会議」（座長＝金子郁容慶応義塾大学教授）が組織され、2010年6月に『「新しい公共」宣言』を発表している。そのなかからいくつかのキー文章を引用しよう。「人々の支え合いと活気のある社会、それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が『新しい公共』である。これは、必ずしも、鳩山政権や『新しい公共』円卓会議ではじめて提示された考え方ではない。これは、古くからの日本の地域や民間の中にあつたが、今や失われつつある『公共』を現代にふさわしい形で再編集し、人や地域の絆を作りなお

すことにほかならない。「日本には、古くから、結・講・座など、さまざまな形で『支え合いと活気のある社会』を作るための知恵と社会技術があった。『公共』は『官』だけが担うものではなかった。[……]しかし、明治以降の近代国民国家の形成過程で『公共』=『官』という意識が強まり、中央政府に決定権や財源などの資源が集中した。近代化や高度成長の時期にそれ相応の役割を果たした『官』であるが、いつしか、本来の公共の心意気を失い、地域は、ややもすると自らが公共の主体であるという当事者意識を失いがちだ。社会とのつながりが薄れ、その一方で、グローバリゼーションの進展にともなう、学力も人生の成功もすべてその人次第、自己責任だとみなす風潮が蔓延しつつある。一人ひとりが孤立し、国民も自分のこと、身近なことを中心に考え、社会全体に対しての役割を果たすという気概が希薄になってきている。日本では『公共』が地域の中、民の中にあつたことを思い出し、それぞれが当事者として、自立心をもってすべきことをしつつ、周りの人々と協働することで絆を作り直すという機運を高めたい。

この『「新しい公共」宣言』の基本的概念は、積極的意義をもっている。これは、もちろん、鳩山政権において突如として出現したものではない。鳩山元首相のいわゆる「友愛主義」と「新しい公共」概念とが親近性をもっていることは否定できないが、もともと「新しい公共」は、コミュニタリアニズムとともに、新自由主義に対する有力な思想的対抗機軸となっていたのである。1998年のNPO法の制定に始まり、2006年の公益法人制度改革3法の成立（施行は2008年12月）に結実する我が国の公益法人制度改革も、曲りなりにも、「新しい公共」概念にもとづいているものとみていいであろう。

公益法人のガバナンス

「新しい公共」を担う公益法人（公益社団

法人と公益財団法人）は、公益法人制度改革3法の施行にともなう2008年12月から活動を始め、政治経済研究所も、2011年10月11日からは、公益財団法人に組織替えして、社会の不特定多数の人々に学術・文化の研究にもとづく公益を提供することとなった。

もともと財団とは、一定の目的によって結合した財産の集合体であり、公益財団法人とは、法人として所有する財産の運用果実によって、その目的とする公益事業を営む組織にほかならない。この公益法人のガバナンスの問題点とその解決方向を提示するのが、本稿の最後の課題であるが、ガバナンスの前に、公益財団法人のサステナビリティ（維持可能性）が危殆に瀕していることを指摘しておかざるをえない。

現代は、世界的な金融危機の影響もあつて、低金利が長期間続き、財団法人は長い「冬の時代」にある。銀行支援のために先進国の中央銀行が設定する超短期資金のほとんどゼロに近い低金利が、中長期の金利にも影響を及ぼし、現代日本では、比較的に安全といわれる10年物国債の利回りは、0.8～1%の低水準にある。財団法人、とくに公益財団法人は、その財産をリスク・フリーな形で運用せざるをえず、そうだとすれば、0.8～1%という低利回りに甘んじるほかないのである。J. M. ケインズは、ジョン・ブル（英国人）は我慢強い人種ではあるが、3%という低金利には我慢することができないと言ったと伝えられている。運用金利は今や3%どころか、その3分の1にも満たない低水準にある。かりに組織運営費を含めて年間1億円の公益事業を行うためには、100億円の運用資金をもっていなければならないということだ。巨大企業をバックにもつビル&メリンダ・ゲイツ財団とか、トヨタ財団などを別にすれば、資金運用によって公益に貢献できる財団は、希有に近いように思われる。「新しい公共」が「民」に投げかけられたのはいいのであるが、「新しい公共」を担う「民」のサステナビリティが危うくなっているのである。や

やシニカルな見方をすれば、国や「官」から公共を削ぎ落とすことによって、社会の公共圏自体を縮小させ、自助・自己責任の新自由主義的世界を拡大することになったとも考えられる。

この場合、公益財団法人にとっての唯一の救いの道は、寄付者の所得ないし税額控除である。すなわち、一定の限界内ではあるが、公益財団法人に寄付をした者は、寄付金のかなりの部分を所得控除ないし税額控除することができる制度が新設された。端的に言えば、人は国に税金を払うか、公益法人に寄付をするかの選択の自由をある程度までもつことになったのである。違憲の軍事力の保有や米軍への「思いやり予算」に一部が使用される税金を国に払うよりも、「新しい公共」を担う公益法人に寄付をしたいという人々が増えることが、公益財団法人のサステナビリティの鍵となるであろう。

さて、最後に公益法人の **corporate governance** を問題にしよう。**corporate governance** は、「企業統治」と訳されることが多いが、より正しくは「会社統治」、あるいは「法人統治」と訳されるべきものである。自然人とは違って法人とは、法律上人格をあたえられた組織あるいは制度で、対外的には権利・義務の主体となりうる存在だから、公益法人を含む法人は、その目的にふさわしい意思決定機構、業務執行機構、監査機構を整備していなければならない。

代表的な営利社団法人である株式会社においては、通常株主総会が、最高意思決定機構で、取締役会が業務執行機構であると考えられている。株主は、株式証券の所有者で、その資格において、持株数におうじて株主総会における決定に参加することができ、利潤の分配にも参加することができる。しかし、だからといって、株主が会社の所有者だということはできない。かりに、株主が、自分が株主になっている会社の工場の機械を断りなしに持ち出せば、彼は、法人である会社から窃盗犯として告発されるであろう。株式証券

の所有者は、必ずしも会社自体の所有者ではない。会社も法人という人である以上、奴隷制否定の論理＝倫理に立つ限り、本来は、人が人を所有することは許されない筈である。ところが、19世紀後半、米国ニュージャージー州で会社が他の会社の株式を所有することを認める会社法を制定して以来、会社が他の会社の株式を所有することを通じて実質的に他の会社を所有する **M&A** の慣行が始まったのである。

会社は誰のものか。米国のエンロン事件やワールドコム事件、日本のライブドア事件などをめぐって、この古くて新しい問題が繰り返し議論されたが、結局、会社は誰のものでもなく、働く人々の働く場であり、そこには株主、経営者、従業員（使用人）、債権者、顧客、地域住民など多様なステーク・ホルダーがかかわっているというところに落ち着いたようにみえる（奥村宏『会社は誰のものでもない』参照）。公開株式会社は、社会によって定められた法律や制度にもとづき、公的な証券市場を利用しながら存在している以上、あえて誰のものかといえば、「社会の公器」だというほかないであろう。

公益財団法人は、株式会社以上に「社会の公器」である。公益財団法人において、株式会社の株主に相当するのは寄付者であろうが、最初の寄付者は、定款の作成において多少の発言権をもっているとはいえ、いったん法人が成立すると、法人の運営についてはなんらの権限ももっていない。定款にもとづいて法人を実際に運営するのは理事会であり、理事の管理・運営を法令や定款にてらして評価・監視するのが監事であり、理事や監事を選任しないし解任し、運営方針を最終的に決定するのが評議員会である。理事会と監事と評議員会のチェック・アンド・バランスが、定款に定められた目的を実現するのにもっとも効率的なのである。

通常は、株式会社の株主総会に相当するものが公益財団法人の評議員会であり、取締役会に相当するものが理事会であると考えられ

ているように見える。しかし、公益法人には株主に相当する人は存在せず、株主総会と評議員会とでは規模が桁違いに違うことを考えると、私見では、評議員会は、会社法（2005年公布）でいうところの委員会設置会社の取締役会に相当し、理事会は、取締役会の指名委員会が決定する執行役に相当すると思われる。もとより、こうしたアナロジー（類推）は若干の不正確さを免れない。会社法は、委員会設置会社のほかに、取締役会自体が代表取締役をはじめとする執行役を互選する伝統的なガバナンスも認めているからだ。しかし、委員会設置会社の取締役会は、各委員会の過半数は、「社外取締役」でなければならないとしている点で、公益法人の評議員会に共通するものをもっている。公益法人の評議員は、その法人の使用人であってはならないし、理事や監事という役員と兼ねることはできないとされているのが普通であり、公益財団法人政治経済研究所のガバナンスもその通りになっている。外部の者こそが、公正に役員を選任することができ、法人を能率的に監督できるというイデオロギーに立っている点では、共通している。

しかし、外部の者による役員選任・監督が

公正で、能率的だという考え方は、再検討されねばならないだろう。外部の者とは、現在も過去も、当該法人の役員や使用人になったことがないという意味で、客観的位置にはあるものの、一般論としては入手しうる情報が乏しく、長期的に責任を負うインセンティブに不足する面もあるように思われる。

役員や使用人という意味での内部者ではないが、完全な外部者でもなく、「公器」の主体である社会を代表して、当該法人の周囲で法人の維持や拡大に協力してくれるような人々のエネルギーを **corporate governance** のなかに取り込むことが、公益法人にとっての重要な課題であろう。

【参考文献】

- 奥村宏『会社は誰のものでもない』ビジネス社、2005年
 神田秀樹『会社法入門』岩波書店、2006年
 鶴田満彦『グローバル資本主義と日本経済』桜井書店、2009年
 内閣府『「新しい公共」宣言』（www5.cao.go.jp/entaku/pdf/declaration-nihongo.pdf）、2010年
 渡辺新「公益法人制度改革をめぐる2つの政策論理」『政経研究時報』No. 15-3、2012年1月

構造改革を補完する「新しい公」

その3つの機能

岩見 良太郎

(いわみ・りょうたろう 埼玉大学名教授・政治経済研究所 主任研究員)

「新しい公」と「パートナーシップ」

「新しい公」という言葉が、公の文書に登場したのは、おそらく、小渕首相の委嘱の懇談会がまとめた「21世紀日本の構想」（2001年）が最初であろう。同文書はこれについて次のように説明している。

「上から下へ」「官から民へ」ではなく、自己

責任で行動する個人と様々な主体が協同して新しい公を創出するガバナンスを築かなければならない。ガバナンスは従来の統治という言葉ではとらえきれない。あえて「協治」と呼んでみたい。（『読売新聞』2000年1月19日）

ここで言われている、「個人と様々な主体」とは市民、企業、行政の3者である。公私というこれまでの2項対立を退け、私

を企業と市民・NPO に区分し、3者のガバナンスによって公を実現するというのが、「新しい公」の考え方である。

この文書を契機に、以後、「新しい公」ないしは「新しい公共」はさまざまな政策文書のキーワードとして多用されていくことになる。これを戦略の柱に据えたのは、新たに誕生した民主党政権である。鳩山は内閣総理大臣所信表明演説で、その政治哲学として「新しい公」を前面に打ち出した。政府はそれを受け、「新しい公共」円卓会議、同推進会議、「新しい公共支援事業」を創設、さらには新経済成長戦略にも組み込んだのである。

「新しい公共」が目指すのは、一人ひとりに居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にす社会である。そこでは、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスを、市民、企業、NPO 等がムダのない形で提供することで、活発な経済活動が展開され、その果実が社会や生活に還元される。「新しい公共」を通じて、このような新しい成長を可能にする。政府は、大胆な制度改革や仕組みの見直し等を通じ、これまで官が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開く。（「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ」2010年6月18日）

「新しい公」は、日本的な、何か新鮮な響きをもった言葉のように見えるが、これは、明らかにイギリスのパートナーシップの焼き直し、しかも大きく歪曲、矮小化された、それである。サッチャー政権（1979～1990年）の教条主義的な新自由主義的改革への反省から、サッチャー退陣を契機に、メジャー保守党政権によってその軌道修正が試みられたが、「第三の道」（A. ギデンズ）を掲げ、新たに政権の座についたニューレイバーにより、NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）として、より一貫したかたちがあたえられる。NPM は新自由主義的行政改革の深化であるとともに、民主化であるという、複雑

な性格をもっているが、パートナーシップは、その民主的側面を代表する、1つの核としての位置を占める。

労働党首トニー・ブレアは、「我々の政策、プログラムそして統治の構造はコミュニティを変え、自らの未来の決定に大きな役割を演じることができるよう地域の人々をパートナーシップに参加させることだ」と表明した。これについて、ある論者は、「この声明は、人々の福祉を組織化する手段として市場も国も、拒絶することに基いている。労働党は“普遍的にすぎ、金がかかり、官僚的”であり、“自治的な管理と個人の選択（Driver, S. and Martell, L.）”を押さえる統治の形態としての国家を拒否したのだ。また労働党は競争的個人主義ないしは野放図な市場の作動を支持しない。なぜなら、それは社会的相互作用と市民参加を破壊するからである。社会の断片化と経済的不平等は政府と市民社会のパートナーシップの追求によってのみ解決できるというのが労働党の見解である」とコメントしている。（Imrie, R. and Raco, 2003,

‘Community and nature of the changing urban policy’, in Rob Imrie and Mike Raco. (eds), *Urban Renaissance?: New Labour, Community and Urban Policy*, The Policy Press, p. 9.)

筆者は2001年から1年余、イギリスに滞在し、同国のまちづくりの実際を見る機会を得た。まちづくりにおいても、パートナーシップは真剣に追究されていた。たとえば、サッチャーによって開始された、徹底した市場主義と集権主義によるドッグランズ再開発が、周辺地域の貧困問題に何の解決をもたらさなかったことへの反省から、貧困地域にターゲットを絞り、雇用、教育、健康等、貧困に関わる問題を総合的に解決していくため、地域住民の主体性を重視したパートナーシップによる都市再生（NDC：ニューディール・フォー・コミュニティ）への転換をはかったのである。「ここ10年、パートナーシップがイギリス都市再生で決定的性格を持つに

至った。経済衰退、社会差別、地域放棄はあまりにも深刻なため、どれか一つのエージェンシー、地方政府、経済、コミュニティの単独行動では解決できないことが分かってきたことによる。……今や一つの自治体で70~80のパートナーシップが同時に動いている。パートナーシップ疲労ということが活動家や職員から言われる」ほど、パートナーシップは大きな役割を果たすにいたったのである。

(Carley M. et al., 2002, *Urban Regeneration Through Partnership*, The Policy Press, p. 3.)

筆者は、新自由主義と社会民主主義の「中間」をいくような、「第3の道」をベースにした、ニューレイバーの、NPM あるいはパートナーシップに支持を寄せているわけではないが、福祉国家の行き詰まりを打開する新たな道という確信の下、労働党によって真剣に取り組みられていることには感銘を覚えた。

筆者が帰国した2002年、小泉政権によって都市再生が開始され、その仕組みの一環として、パートナーシップが取り入れられているのを知った。しかし、それは、イギリスとはかなり異なる文脈で機能していた。日本の都市再生では、市場主義・集権主義のドッグランズ型再開発が中心的テーマであり、パートナーシップ型都市再生は民主的な装いをするための、単なるお飾りとして付け加えられているにすぎない。いや、むしろ、より正確に表現すれば、日本におけるパートナーシップ、ないし「新しい公」は、新自由主義的構造改革を側面から補強するために導入されているのである。

イデオロギー装置としての「新しい公」

「新しい公」は何よりも、まず、構造改革におけるイデオロギー装置として機能している。市民、企業、行政の3項を結びつける水平なサークルというイメージが、1つの記号として、虚偽の意味作用、すなわちイデオロギー効果を引き起こすのである。

まず、各項は実際とは違った相貌で立ち現れる。

市民は行政からサービスを受動的に享受する主体ではなく、何よりも、企業と行政と対等な自立した存在であり、さらに、彼らと連携し、「公」を積極的に創造にしていく強力な主体とみなされる。

自分の責任でリスクを負い、先駆的に挑戦する「たくましく、しなやかな個」の確立が求められる。個の確立と公の創出の共鳴が新しい協治を生み出す。(「21世紀日本の構想」)

企業は私的企業利益の増大のみをめざすのではなく、市民の一員であり、市民の生活向上に貢献する「企業市民」として登場する。

個々の企業においても、社会的課題の解決に向けてNPO等に寄附をしたり、社員のボランティアを推進したり、本業の強みを活かして地域プロジェクトに参加するなどの、企業による社会貢献活動が、企業価値の向上や有用な人材を得る経営課題となっている。つまり、企業自身にとっても、「経済的リターン」と「社会的リターン」の両方を追求していくことがより必要になっていく。(円卓会議「新しい公共」宣言、2010年6月4日)

行政も、サービスを提供する唯一の主体ではなく、市民や企業と並んで、その1つの項を受け持つに存在にすぎない。また、行政を担う公務員は、何よりも市民であり、それゆえ、行政は市民感覚をそなえた「行政市民」でなければならない。

かくして、市民、企業、行政の関係は「市民」として、すべからず、協調、協働する関係に置かれることになる。市民-企業、市民-行政は、とりわけ1970年代の市民運動高揚期に顕著に見られたような、敵対関係は消しさられ、かけがえのないパートナーとして友好的な関係をかたちづくるものとして想定される。また、行政にとって、企業は市民と同

じように、公平にサービスすべき対象であり、またその豊かな資源、すぐれた企業精神と企業的ノウハウから、助力を引き出し、学ぶべき対象となるのだ。

しかも、市民、企業、行政は、対等・平等な関係を構成するだけでなく、それぞれ固有の資質を備えているがゆえに、それらによる協働は、新たな公創造の可能性を開く。「そもそも行政では生み出すことができなかつた新しい機能や価値を創造し、地域の新たな公共空間を形成する」（『PHP政策研究レポート』Vol. 6 No. 71、2003年5月）というわけである。

以上のように、「新しい公」は、市民、企業、行政の、市民としての対等・平等性と協働の創造性をイデオロギー的に演出する。しかし、それはねつ造された虚偽意識にすぎない。「新しい公」の実際は、それとはかけ離れた姿で機能するのである。

企業利益への、市民・行政動員装置としての「新しい公」

1980年代、民活路線が進める中で、行政と対比し、企業活動がいかに効率的か、柔軟性と創造性、チャレンジ精神に富むか、といったことが執拗に喧伝された。その結果、企業は際だった有能性のイメージを獲得し、行政には、その無能性の烙印を押すことに成功した。それまでの「官尊民卑」から「民尊官卑」へと、風潮の逆転を引き起こしたのである。さらに、経済の活性化なくして、国民の豊かさはありえない、それゆえ、企業の競争力を支える、あらゆる措置は、第一義的公共性を持つという、公共性の構造転換をもなしとげた。「滅私奉公」ではなく「滅公奉私」こそが、「公共性」という認識を定着させたのである。

「新しい公」は、このように周到に整えられた環境の下で、導入された。とすれば、フラットな関係からなる「新しい公」というイメージは、そもそもの初めから虚構でしか

かつたといえよう。企業を頂点とし、底辺に市民と行政を配置するピラミッド的支配構造というのが現実の姿であった。市民と行政は、「新しい公」という名において、有能で、かつ公共性を代表する企業に奉仕することが強いられるにいたるのである。このことを、まちづくりを例に見ておきたい。

答申「都市再生ビジョン」（2003年）は「まちづくりの主役、担い手である住民・企業等が“公（パブリック）の一員”としての自覚を持」つことが重要であるとし、「具体的な取組としては、……従来、公共が担っていた道路、公園など公共施設の管理運営に、住民が主体的に参加し、コミュニティの再生などソフト面からまちを支えることが必要である」と述べている。また、2008年7月閣議決定された「国土形成計画（全国計画）」でも、企業、行政及び民間（コミュニティ、NPO、地域内外の個人等）の緩やかな連携による「新たな公」の形成が提起されている。すなわち、「従来、主として行政が担ってきた公に対して、担い手となる主体を拡充し、これら多様な主体の協働によって、サービス内容の充実を図る、いわば『新たな公』を基軸とする地域経営システムや地域課題の解決システムの構築を目指す」ことをうたい、具体的には、「新たな公」は協働して「高齢者福祉、子育て支援、防犯・防災対策、居住環境整備、環境保全、国土基盤のマネジメント、地域交通の確保など地域における広汎な課題」を担わなければならないとしている。

しかし、こうした「新しい公」への肩代わりが期待される行政を担うことができるのは、基本的に企業において他ないのだ。市民が担えるのはせいぜい公共施設の管理運営ぐらいである。市民は、むしろ、そうした企業主導の事業に、進んで協力する潤滑油としての役割があてがわれているのだ。そうした役割を首尾良く果たすことによって、対企業との対立、地域内の不和をなくし、コミュニティを維持していくことが期待されているにすぎないのである。「新たな公」は、基本的に企業

の新たな市場開拓のための口実でしかない。次に引用する経団連の意見書の一節は、こうした、「新たな公」にかける企業の期待を率直に表明している。

PFI (Private Finance Initiative) は、公共施設の建設、運営などを民間事業者委ねることで、民間事業者の能力や創意工夫を活用することにより、効率的で質の高いサービスの提供を可能とするものである。PFI を活用すれば、限られた予算を効率的に活用しつつ、行政サービス需要を満たし、雇用の維持を図ることができる。まさに新政権の目指す「新しい公共」の1つの柱となるものである。
((社) 日本経済団体連合会「意見書」、2009年11月17日)

もっとも、「新しい公」を掲げる限りは、企業は、あからさまに自らの私的利益のみを追求することはできない。先の、円卓会議「新しい公共」宣言でも表明されているように、「社会的課題の解決に向けて NPO 等に寄附をしたり、社員のボランティアを推進したり」といった役割を企業が果たすことも期待されているのだ。

しかし、それに対する経団連の回答は、「『新しい公共』を担う法人等が十分に活躍するための財政基盤を強化できるよう、市民公益税制を整備していく」ことを「経済界としても……後押し」(「豊かで活力ある国民生活を目指して～経団連 成長戦略2010～」) していくという、消極的なものである。なお、過労死寸前の過酷な労働の下で、「社員のボランティアを推進」していくことは、過重労働の強制以外の何ものでもない。

こうした企業の利益促進の仕組みとしての「新しい公」は、必然的に、行政、市民の犠牲をしいることになる。

PFI、市場化テスト、指定者管理制度等を通して、行政サービスが企業の手に移ることは、公務員から仕事をとりあげることに他ならず、さらにそうした仕組みの導入は、企業

とのたえざる競争をひきおこし、公務労働の合理化、労働強化へ駆り立てることになる。

また市民にとって、行政サービスが企業に委ねられることは、おのずと、市民の負担を増大させ、とりわけ、サービス購買力の乏しい経済的弱者は、公共サービスから排除されていくことを意味する。

また「新しい公」は、さまざまかたちで市民負担の強化をもたらす。たとえば、市民が公共の担い手となるための、1つの鍵として、注目されている市民ファンド、あるいはコミュニティ・ファンドは、一面、市民負担的性格を持つことを忘れてはならない。また、実現にはいたらなかったが、国土交通省が2007年度から導入しようとした「街並み整備住民組合」は、税の追加負担ともいえる負担を強いるものである。すなわち、同組織への参加を、地域住民、ビルの利用企業、地権者に義務づけ、毎月会費を徴収して運営資金にあてる。具体的には駅前広場や道路などに緑地を設けたり、駐車場を整備したりするのである。企業が請け負うにはうまみのない事業は、その負担を住民に転嫁するわけである。

もう1つ、隠れた住民負担の例を付け加えておこう。京都市のある地域でおこなわれた、パートナーシップによる公園づくりの例である。公園づくり自体は参加者に大きな感動をもたらしたが、その公園の維持管理が、町内会費、さらには特定の個人の負担において行われているのだ。たとえば、公園の花壇にまく水道水は、公園に隣接する1人の住民の蛇口からまかなわれているのである。彼は公園づくりを担う中心人物の1人であることから、責任を感じ、苦しいながらも個人負担しているという。「新しい公」によるまちづくりを象徴するものといえよう。

「企業的市民」育成装置としての「新しい公」

さらに注目すべきは、「新しい公」は、その意識変革・主体形成までをも射程にいら

いることである。「新しい公」は、それを担う主体の成長なくして発展はありえない。イギリス労働党がパートナーシップを戦略の中心に導入した際、もっとも重視したのは、この主体形成であった。ニューレイバーは、市場に委ねるだけでは、また政府が介入するだけでは、貧困や雇用の問題を根底からなくすることはできない。労働者、そのコミュニティ自らが、解決する能力を獲得すること以外、打開の道はないと考えたのだ。

冒頭で紹介した、イギリスの都市再生の第一義的目的もこの点にあった。事業内容として、職業訓練、仕事興し、住民の再教育、住民自身による治安を組み込み、また、事業の進め方としてパートナーシップ方式を採用したのも、このためである。ちなみに、団地建て替えにおいて、それまでの高層公営共同住宅から、3階程度の低層住宅へ切り替えられたのも、コミュニティの結束を強めるための、コミュニティ・ビルディングを重視したからであった。

さらに、パートナーシップでは、主体形成の目的が達せられるよう、その仕組みが工夫されている。たとえば、10年の内1年は、事業への主体的参加に必要な能力形成に、そして財政も、その10分の1はそうした教育に活用できるとされている。また、住民の主体性がより強力に発揮できるよう、パートナーシップの構成は、住民が過半数を占めることが定められているのである。

しかし、日本の場合、目ざされているのは、新自由主義的構造改革の推進にとって都合の良い主体形成だ。

たとえば、2000年、石原都政によって打ち出された、「千客万来の世界都市・東京」をめざす「東京構想2000」では、「心の東京革命」「新東京人」の創造といった人間改革が打ち出されている。それは、「社会の一員として必要とされる『心』を持った人間」、「公共の福祉と個人の利益との調和を考え、個人の義務や責任を自覚して行動できる人」、「『千客万来の世界都市・東京』を築いてい

く人間」の育成である。

構造改革に適合的な主体のイメージをより、端的に語っているのは、経済財政諮問会議専門調査会報告書「日本21世紀ビジョン」（2005年）である。

それは、まず自らの生活向上を優先し、余力があれば、それを社会貢献に生かすという、「楽しく働き、よく学び、よく遊ぶ」「奉私奉公」のスタンスに立つ市民である。「質の高い市場社会」の一員として、市場に敏感で、市場をうまく活用できる市民である。市場主義・競争主義を進んで受け入れ、果敢に競争に挑む市民、すなわち、「企業的市民」ともいべき主体像である。

新自由主義的構造改革は、他方では自治体の企業化を画策しているわけだから、こうした企業的市民が誕生すれば、市民－企業－行政のパートナーシップは、企業的市民－企業－企業的行政という、企業原理で律せられたそれに転換されることになる。そして、市場・競争主義の精神に富んだ共同主体として、「新しい公」は、自らの地域の発展のために、積極的に、他の地域との競争に乗り出す。競争に敗れば、自らの非力を反省し、さらに力量を高めていくことをめざす。政府や企業に責めを負わずのではなく、自ら引き受けるのである。「地域間競争」、「選択と集中」をキャッチコピーに進められる新自由主義的構造改革には、まことに都合のいい主体が誕生するのである。

こうした主体の確立、それによる構造改革への内発的挑戦、これこそ構造改革が最終ゴールとしてめざすものである。そのゴールにたどり着いたとき、資本の究極のユートピア、すなわち、絶え間ない構造改革を市民自らが推し進めていく「構造進化」（「日本21世紀ビジョン」）のメカニズムをそなえた社会が実現することになるのである。

おわりに

以上、「新しい公」に込められた反市民的な意図を指摘した。しかし、これを単純に否定することはできない。市民としての意識改革、主体形成、そして、市民・行政・企業のパートナーシップによる、ゆたかな公共形成は、現在の危機を克服していく上で不可欠だからである。課題は、企業主導の企業利益のためのパートナーシップではなく、市民主導の市民利益のためのそれを創造していくことである。企業を頂点としたピラミッドではなく、市民を頂点として、それを行政と企業が支えるようなパートナーシップの形成である。現在の日本において、それを実現しうる条件

はきわめて限られている。しかし、それに挑戦し、くらしと地域の改善を少しでも実現し、その実践のなかで、3者の意識変革、主体形成を前進させ、社会変革につなげていくことが、まちづくりだと筆者は考えている。

【付記】

イギリスのパートナーシップとまちづくりについては、拙稿「イギリスにおける都市再生とパートナーシップ」（原田純孝・渡辺俊一編著『東京大学社会科学研究所シリーズ No.18 アメリカ・イギリスの現代都市計画と住宅問題』2005年）、ならびに拙著『「場所」と「場」のまちづくりを歩く——イギリス篇・日本篇』（麗澤大学出版会、2004年）を、また筆者のまちづくりの考え方については、『場のまちづくりの理論 現代都市計画批判』（日本経済評論社、2012年）を御参照いただきたい。

研究所の動向（2012年4～6月）

理事会・評議員会

- 4月26日 第1回理事会：【議題】2011年度事業報告案ならびに決算案について／収益事業について／拡大研究委員会の検討結果について／公益移行記念行事について／法人全体の組織体制について（自由討議）／定款第29条第4項および法人法91条第2項による代表理事、業務執行理事の職務執行状況報告
- 5月30日 第2回理事会：【議題】2011年度事業報告案ならびに決算案について／収益事業について／拡大研究委員会の検討結果について／公益移行記念行事について／『政経研究』編集委員会規程について／その他
- 6月18日 第3回理事会：【議題】評議員会議事進行と説明担当者について／収益事業について／公益移行記念行事について
- 6月18日 定時評議員会：【議題】定期提出書類および監査報告について／公益法

人移行認定記念行事について

委員会等

- 4月10日 拡大研究委員会小委員会
- 4月24日 東京大空襲・戦災資料センター第1回運営委員会
- 4月26日 第2回拡大研究委員会：【議題】研究員・研究室の再編について／研究助成金導入について／調査研究体制ならびに研究委員会のあり方について／今後の検討会・実務ベースの再編推進について
- 5月22日 財政関連検討会議（山口理長・勝又理事・顧問税理士・事務局）
- 5月29日 東京大空襲・戦災資料センター第2回運営委員会
- 5月30日 第3回拡大研究委員会：【議題】2012年度研究費配賦について／研究員・研究室問題について
- 6月21日 東京大空襲・戦災資料センター第3回運営委員会

監査

- 4月26日 2011年度科学研究費など外部資金
監査
- 5月25日 2011年度業務・会計監査

政治経済研究所 公開研究会

- 5月24日 井上和衛（明治大学名誉教授）
「我が国のグリーン・ツーリズムに関する経過と課題」

研究会・研究室

- 4月3日 現代経済研究室 定例研究会：笹木昭氏「日本農業の歴史的な構造変化と今後の展望」
- 4月4日 霊名簿被災地図研究会
- 4月6日 戦争末期国策報道写真研究会
- 4月17日 戦争末期国策報道写真研究会 国立公文書館調査
- 4月19日 特別プロジェクト 東京湾岸地域における液状化災害とその社会的対応に関する研究
- 4月27日 東京大空襲証言映像プロジェクト研究会
- 5月9日 霊名簿・被災地図研究会：山本唯人「ドイツ空襲被災都市における戦跡と記憶継承の取り組み」
- 5月12日 環境・廃棄物研究会 第41回研究例会：野口邦和「福島原発事故と放射能汚染」／松田真由美「セラフィールドの歴史と現状」／舘野淳「六ヶ所再処理工場について」
- 5月15日 特別プロジェクト 東京湾岸地域における液状化災害とその社会的対応に関する研究
- 5月23日 大島社会・文化研究室 定例研究会：北村実氏「欧米人の目に映った近世日本」
- 5月27日 東京大空襲証言映像プロジェクト研究会
- 5月28日 戦争末期国策報道写真研究会
- 6月7日 霊名簿・被災地図研究会
- 6月12日 特別プロジェクト 東京湾岸地域

における液状化災害とその社会的対応に関する研究

- 6月30日 東京大空襲証言映像プロジェクト研究会

博物館等戦争展示調査

- 4月13日 豊島区立郷土資料館収蔵資料展「豊島の空襲2」
- 5月7日 三鷹市教育センター「地中に埋もれていた『戦争』展」
- 5月17日 大阪人権博物館企画展 沖縄復帰40年「1972年5月15日・沖縄」／姫路市平和資料館春季企画展「子どもと戦争」
- 5月18日 水平社博物館第15回特別展「水平社運動・部落解放運動90年の歴史」／滋賀県平和祈念館常設展 第1回特別展「群像——戦争を生きた人びと」
- 5月19日 立命館大学国際平和ミュージアム春季特別展「放射能と人類の未来」
- 5月23日 東村山ふるさと歴史館企画展「町の記録が語る戦時中の東村山」／世田谷文学館「地上最大の手塚治虫」展
- 5月25日 千代田区立日比谷図書館文化館特別展「報道写真とデザインの父名取洋之助——日本工房と名取学校」
- 6月8日 明治大学図書館「城市郎展」
- 6月24日 長野県立歴史館春季企画展「長野県の満州移民」
- 6月30日 岡山市デジタルミュージアム企画展「第35回岡山戦災の記録と写真展」

政治経済研究所企画

- 4月7日 不戦大学（公益財団法人 政治経済研究所 憲法研究室と不戦兵士・市民の会との2団体主催）：講演 浦田賢治「ヒロシマからフクシマへ 『核抑止の理論』を批判する」
- 6月27日～7月22日 公益法人移行認定・政経研設立65周年記念 特別展示 政治経済研究所設立の真実——学術的発見“まぼろし”の国会図書館構想に迫る!!——
- 6月30日 特別展示 記念講演会：講演 北田

芳治「私と政経研、そして学問」／渡辺新「展示資料の解説と解題」

東京大空襲・戦災資料センター企画

2月18日～4月8日 10周年記念特別展
「東方社写真部が記録したアメリカ軍の無差別爆撃」

学会報告・社会的活動

- 4月22日 手賀沼と松ヶ崎城の歴史を考える会 講演会 平和を願い、いま考える：講演 吉田裕「アジア・太平洋戦争期における戦争指導と民衆」
- 4月25日 明治学院大学国際平和研究所研究会：報告 山本唯人「東京都平和祈念館をめぐる——戦争記憶研究の観点から」
- 5月26日 日本科学者会議 食料問題研究委員会 研究例会：報告 小野塚春吉「魚に及ぶ微量の有害物質とは」
- 6月3日 2012平和のための戦争展 in よこはま：講演 山辺昌彦「写真で見る67年前の空襲——銀座・原宿……」
- 6月10日 三多摩平和交流ネットワーク「空襲被害と国の責任——東京大空襲訴訟と新たに発掘された空襲写真を検証する」：報告 山辺昌彦「新たに発掘された空襲の写真が明らかにした無差別爆撃の実相」
- 6月14日 「全国歴民族系博物館協議会」設立・研究集会：山辺昌彦参加
- 6月21日 不公平な税制をただす会 シンポジウム：菅隆徳「『一体改革』と大企業の負担」
- 6月26日 江東区豊洲文化センター講座 高層ビルの先に見えるもの～豊洲から見る江東現代史 第4回北の方角を見る：講演 山本唯人「東京大空襲～復興と『伝統と未来』のまちづくり」
- 6月30日 「平和のための博物館・市民ネットワーク」運営委員会：山辺昌彦参加

刊行物

- 4月 早乙女勝元「忘れない、あきらめない、無力ではない」(『季刊 コールサック』72号)
- 4月 早乙女勝元「ジワジワヒタヒタと改憲の動きに」(九条の会東京連絡会『生きいき憲法』第21号)
- 5月 菅隆徳「『一体改革』と大企業の負担・大企業の内部留保課税の提案」(『福祉とぜいきん』第24号)
- 5月 『中小企業問題』No. 136
- 6月 岩見良太郎『場のまちづくりの理論——現代都市計画批判』(日本経済評論社)
- 6月 渡辺新「サーベル農政」「産米検査」「水利組合」「水利土功規則」「製茶業」「蔬菜」「帝国農会」「苗代」(宮地正人・佐藤能丸・櫻井良樹編『明治時代史大辞典 2』吉川弘文館)
- 6月 『政経研究』No. 98
- 6月 早乙女勝元「東京大空襲を考える(1)『民主主義』の『民』を取り戻すために」(法学館憲法研究所 今週の一言 6月18日 www.jicl.jp/hitokoto/backnumber/20120618.html)
- 6月 早乙女勝元「東京大空襲を考える(2)戦争の加害者は被害者の心にもっと身を寄せたい」(法学館憲法研究所 今週の一言 6月25日 www.jicl.jp/hitokoto/backnumber/20120625.html)

研究所関連の報道・紹介

- 4月20日 「東京非核政府の会ニュース」No. 290：「河野先 このままでいいのか『日米関係』」
- 4月25日 日本医科大学同窓会報：「第二次大戦時に被災した日本医科大(千駄木)の焼失時の写真が発掘される」
- 6月2日 『東京新聞』(東京どんぶらこ欄)：「早乙女勝元 ちひろ 平和への願い」